

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします!

牛久市では新制度の施行にあわせて「利用者支援事業」を開始 新制度の説明やさまざまな子育て支援サービスの情報を提供

市では、子育て中の方々に、より身近なところでさまざまな相談や子育て支援サービスの情報が提供できるように「利用者支援事業」を子育て広場(すくすく広場、のびのび広場)の職員を中心にを行う予定です。

新制度の説明やさまざまな子育て支援サービスを皆さんにより分かりやすく説明できるよう、子育て広場のほかに児童福祉課や子ども関連の担当課窓口でも案内ができるように準備を進めているところです。



牛久市の
「子育て支援シンボルマーク」

シンボルマークを目印に、お気軽にお声掛けください!



シンボルマークのバッジを付けた子育て広場の職員(子育てアドバイザー)

問 児童福祉課 ☎内線1732

※国からの情報・新制度に関する情報は、内閣府少子化対策室ホームページ(<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>)をご覧ください。



ごみ・リサイクルコーナー

牛久クリーンセンターから

ごみを持ち込む際のお願い

牛久クリーンセンターでは、市内で出た一般廃棄物を処理しています。

集積所にごみを出す場合だけでなく、直接ごみを持ち込む場合にもさまざまなルールを定めていますので、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■ごみは分別してお持ちください

牛久クリーンセンターのプラットホーム(ごみを降ろす場所)は、ごみの種別によって降ろす場所を分けています。持ち込みの際は、あらかじめごみを分別してお持ちください。分別については、「牛久市ごみの分け方・出し方」をご参照ください。市指定袋に入れる必要はありません。

■家電製品を持ち込む方へ

次に示す品物は通常の持ち込みはできませんのでご注意ください。なお、法律でリサイクル料金の負担が義務付けられています。

【テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機】

購入店または買い換え時に販売店で引き取ってもらってください。牛久クリーンセンターでも引き取りは行いますが、手続きが煩雑ですので、必ず事前にお問い合わせください。

※牛久クリーンセンターに持ち込む場合でも、リサイクル料金は発生します。

【パソコン】

牛久クリーンセンターでの引き取りはしません。製造メーカーにお問い合わせください。

ごみ搬入受け付け 月々土曜日の午前8時45分〜午後4時30分

※ごみの持ち込みには牛久クリーンセンター利用カード(エコカード)が必要です。詳しくはお問い合わせください。

問 牛久クリーンセンター ☎830・9333

